平成２４年（フ）第４９６２号
東京都荒川区荒川３丁目31―９
債務者　黒米裕利惠こと　文　裕利惠
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９６３号
東京都大田区東矢口２―６―１―304、住民票上の住所東京都大田区東矢口２丁目７―13―102
債務者　岡田　亘乎
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９６４号
神奈川県川崎市中原区下小田中６丁目15―23
債務者　柴田　洋子（旧姓松永）
１　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９７３号
東京都渋谷区本町５―13―７―302、住民票上の住所神奈川県藤沢市白旗１丁目１―１―202
債務者　前　　大地
１　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９８０号
東京都大田区北馬込２丁目９－９―103
債務者　杉田　良男
１　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９８２号
東京都板橋区常盤台３丁目６―17
債務者　佐藤　信彦
１　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９８３号
東京都板橋区常盤台３丁目６―17
債務者　佐藤　宣子
１　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９９２号
神奈川県横浜市南区平楽39
債務者　森　　浩一
１　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９９３号
東京都大田区矢口２丁目21―16―230
債務者　美濃　静代
１　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９９４号
東京都江戸川区南小岩４丁目16―10―202
債務者　尾岸　憲儀
１　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０１６号
千葉県浦安市堀江３丁目26―11―105
債務者　佐藤　治也
１　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０１７号
東京都調布市布田２丁目18―１―204
債務者　飯塚　　豊
１　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０２０号
東京都目黒区碑文谷１丁目12―９―102
債務者　山田　寛子
１　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０２３号
神奈川県横浜市戸塚区平戸町233―３　エスティヒルズＢ棟201
債務者　加藤　ゆり
１　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０２８号
東京都大田区東雪谷１丁目26―４
債務者　上野　良恵（旧姓嵯城）
１　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０３４号
東京都府中市朝日町１丁目33―８―207
債務者　奥田　文代
１　決定年月日時　平成24年４月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部